

交通安全指導員設置費補助金実施要綱

(趣 旨)

第1条 県は、道路歩行者等の交通安全の確保及び交通安全思想の普及を図るため、予算の定めるところにより交通安全指導員を設置する一般財団法人長崎県交通安全協会に対し、交通安全指導員設置費補助金を交付するものとし、その交付については、長崎県補助金等交付規則(昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。)及び長崎県県民生活部関係補助金等交付要綱(平成19年長崎県告示第369号)に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

(補助の対象及び補助率)

第2条 補助金の交付の対象となる経費は、人件費、活動費及び事務費とし、補助率は補助対象経費の2分の1以内とする。

(申請書に添付すべき書類)

第3条 規則第4条の規定による申請書に添付すべき書類は次のとおりとする。

- 一 事業計画書(様式第1号)
- 二 歳入歳出予算書抄本
- 三 暴力団排除に係る誓約書(様式第1号の2)
- 四 その他知事が必要と認める書類

(申請書の提出期限)

第4条 規則第4条の規定による申請書の提出期限は、当該年度の4月末日までとする。

(補助の条件)

第5条 規則第6条第1項の規定による条件は、次のとおりとする。

- 一 貸与物品交付簿(様式第2号)を備え、貸与物品の出納を明らかにしておかなければならない。
- 二 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに証拠書類を補助事業終了の年度の翌年度から5年間整理保管しなければならない。

(実績報告)

第6条 規則第13条第1項の規定による実績報告書の提出期限は、事業の完了した日から30日を経過した日(同項後段の場合には、翌年度の4月20日)までとする。

2 規則第13条第1項の規定による実績報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

- 一 支出計算書(様式第3号)
- 二 歳入歳出決算書(又は見込書)抄本
- 三 その他の関係書類

(補助金等の交付)

第7条 この補助金は、概算払の方法により交付するものとする。

附 則

この要綱は、平成18年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年度の予算に係る補助金から適用する。